
放送人権委員会決定 第72号
「訴訟報道に関する元市議からの申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「訴訟報道に関する元市議からの申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 埼玉県在住 元市議会議員
被申立人 株式会社テレビ埼玉

苦情の対象となった番組

『NEWS 545』

放送日 2019年4月11日（木）

放送時間 午後5時45分～6時15分のうち午後5時45分～5時47分

【決定の概要】	3ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	5ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5ページ
2. 本件放送の内容	5ページ
3. 論点	6ページ
II 委員会の判断	7ページ
1. 名誉毀損について	7ページ
(1) タイトルスーパー中の「元Y市議セクハラ訴訟」の 表示について	7ページ
ア 「本件放送は何を伝えたか」をどう判断するか	7ページ
イ 本件放送は何を伝えたか、申立人の社会的評価を 低下させたか	7ページ
(2) 第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職の 時系列について	8ページ
(3) 市議選出馬への言及に問題はなかったか	9ページ

2. 放送倫理上の問題について	10ページ
(1) タイトルスーパー中の「元Y市議セクハラ訴訟」の 表示について	10ページ
(2) 第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職の 時系列について	11ページ
(3) 本件番組中の訂正要求への対応とその後の措置について 問題はなかったか	11ページ
ア 事実経過	11ページ
イ 委員会の判断	12ページ
III 結論	13ページ
IV 放送概要	14ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	16ページ
VI 申立ての経緯と審理経過	21ページ

【決定の概要】

テレビ埼玉は、2019年4月11日（木）の夕方のニュース番組『NEWS 545』（以下、「本件番組」という）のトップ項目で、さいたま地裁Z支部（Zは放送では実名）で、埼玉県内のX元Y市議会議員（氏名X、市名Yともに放送では実名。以下同様）が提起した損害賠償請求訴訟の第1回口頭弁論のニュース（以下、「本件放送」という）を放送した。

元Y市議は、本件放送について以下の3つの点を問題として本件申立てを行ったが、委員会は、審理のうえ、そのいずれについても名誉毀損等の問題は認められず、放送倫理上の問題も認められないと判断した。

① 申立人は、本件放送のタイトルが「元Y市議セクハラ訴訟」となっていること自体が問題であるとし、申立人が提訴した裁判であるのに、申立人がセクハラを訴えられたような印象を与え、申立人の名誉を損なうと主張している。

しかし、本件放送において、一般視聴者が新聞の見出しのように「元Y市議セクハラ訴訟」の部分だけを拾い出して見る事情はないから、本件放送が何を伝えたかは、本件放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して判断する。本件放送は、冒頭で「元Y市議が被害を訴えた女性職員を相手取った裁判」と明確に伝え、裁判では、申立人が女性職員から請求された慰謝料を支払う義務がないことの確認と女性職員に対する損害賠償を求めていること、申立人が女性職員の言うセクハラ被害は事実ではないと意見陳述したことなどを報じている。本件放送から一般視聴者が、この裁判について申立人がセクハラを訴えられたような印象を受けるとは認められず、名誉毀損は問題とならない。

また、「元Y市議セクハラ訴訟」との表示には、正確性と公正性の観点を配慮して工夫の余地があったとは言えるが、同表示は本件放送の一部であり、本件放送では、裁判における申立人の主張である請求の内容や意見陳述の内容が伝えられており、同表示に放送倫理上問題があるとはいえないと判断する。

② 申立人は、実際には第三者委員会のハラスメント認定前に議員辞職しているのに、経緯の説明において「認定され、辞職しました」というナレーションがなされたことで、一般視聴者は、第三者委員会にハラスメントを認定されたのを受けて議員を辞職したと受け止め、議員辞職当時ハラスメントを認めていたかのような誤解等を与え名誉が損なわれたと主張している。

このナレーションによって、一般視聴者が、申立人はハラスメントを認定され、辞職したと、ナレーションの順番どおりの時系列で受け止める可能性はある。しかし、そのことを前提としても、本件放送は、申立人がハラスメントの事実を否定し、辞職理由について騒ぎに市議会を巻き込みたくなかったためであり断じてハラスメントの

行為を認めたわけではないと意見陳述したことを報じており、本件放送によって一般視聴者が、申立人が議員辞職当時ハラスメントを認めていたかのような誤解等をするとは認められず、名誉毀損は問題とならない。同様の理由で、放送倫理上の問題もない。

この時系列の点について、申立人は代理人弁護士を介して本件放送直後に訂正の申入れをしたが、お詫びと訂正の放送は選挙投開票翌日となった。時間的制約などから当日の本件番組内で訂正しなかったことは一定程度理解できる。翌日、告示前に同じ時間帯の番組内でお詫びと訂正の放送をする選択があつてしかるべきだったとは言えるが、本件放送当日夜のニュースでハラスメント認定と辞職の時系列がはっきりとわかるように修正して放送していること、本件放送は申立人の社会的評価を低下させるものとは認められないことから、それをしなかったことをもって放送倫理上問題があるとまではいえないと判断する。

③ 申立人は、本件放送で次の市議会議員選挙への出馬に言及したことは、いくつものハラスメントを認定されて議員を辞職したばかりの元市議が性懲りもなく立候補するという印象を視聴者に与える選挙妨害であると主張している。

しかし、市議選への出馬は申立人自身が述べ、すでに周知されていたことであるし、本件放送では、申立人の提起した裁判の内容や意見陳述の内容を報じたうえで伝えており、申立人の市議選出馬に言及しても、申立人の社会的評価が低下することはないし、性懲りもなく立候補するという印象を一般視聴者に与えてもいない。市議選への出馬に言及したことは名誉毀損として問題にならないし、選挙を妨害するとは認められない。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

テレビ埼玉は2019年4月11日夕方の『NEWS 545』（以下、「本件番組」という）で、X元Y市議（氏名X、市名Yともに放送では実名。以下同様）が提起した損害賠償請求訴訟の第1回口頭弁論のニュース（以下、「本件放送」という）を放送した。その内容について、元市議が、「自分がセクハラで訴えられたかのようなタイトル」と、「第三者委員会のハラスメント認定後に議員辞職したかのような誤解を与える表現」によって名誉が損なわれ、また次の市議会議員選挙に出馬することに言及したことは選挙妨害に当たるとして、同番組での訂正と謝罪を求めてBPO放送人権委員会に申し立てた。

これに対しテレビ埼玉は、本件放送の中では「元市議が被害を訴えた職員を相手取った裁判」と正確に説明しているなど、全体を見れば誤解を招くようなものではなく、名誉毀損に当たらず、放送倫理に反するものではないと反論している。また、テレビ埼玉は「言葉の順番が違うことだけを見れば、誤解を招きかねない懸念が残ることは事実」であるとして、同日午後9時30分のニュースで表現を修正して放送し、また市議会選挙後の4月22日の『NEWS 545』でお詫びと訂正を行っている。

第272回の委員会で、本件は運営規則第5条の要件を満たしているとして審理入りを決定した。

2. 本件放送の内容

『NEWS 545』は、テレビ埼玉が平日の午後5時45分から放送する30分のニュース番組で、本件放送は、当該日のトップ項目であった。

2人並んだ女性キャスターの1人が、挨拶に続いて「きょう最初のニュースです」と紹介したうえで、「第三者委員会がセクハラ行為を認定した元Y市議が、被害を訴えた市の女性職員を相手取り、330万円の損害賠償などを求めた訴訟の第一回口頭弁論がさいたま地裁Z支部（Zは放送では実際の地名）であり、女性職員側は請求の棄却を求めました」とニュースのリードを読み上げる。この間、画面には「元Y市議セクハラ訴訟 被害女性職員 請求棄却求める」というニュース項目のタイトルがスーパー表示されている。これとほぼ同じ内容の項目タイトルスーパーは本件放送の最後まで画面右上に表示され続ける。

リードの後、まず、2018年9月にY市議会事務局の女性職員が、X元市議からセクハラ被害を受けたとして市議会に元市議の処分を求めて申し立てたことが、

申立て時の映像とともに説明される。続いて2018年11月の第三者委員会の調査結果発表の映像に切り替わり、「これを受け第三者委員会が調査した結果、5つの行為がセクハラやパワハラに当たると認定され、X元市議は去年10月に議員を辞職しました」とのナレーションが流れる。この間に2つのスーパーが表示される。1つ目は「去年11月 第三者委員会 5つの行為がセクハラやパワハラにあたと認定」、2つ目は「X元市議は去年10月に議員を辞職」である。

次に2019年2月に元市議が女性を相手取って提訴した後の記者会見映像に切り替わり、「X元市議側は被害女性から求められている100万円の慰謝料の支払い義務がないことの確認を求めている」こと、そして「女性職員が一方向的にハラスメント被害の記者会見を開き、正常に議員活動が続けることができない状態に陥ったなどとして、逆に330万円の損害賠償を求めました」と、元市議の訴えの内容について説明する。この間、ナレーションと同じ内容のスーパーも表示される。

この後、映像は地裁支部の外観に切り替わり、元市議が「全く身に覚えがない。女性の言うハラスメント被害は事実ではない」と、ハラスメント行為を完全否定するとともに、「議員を辞職した理由について、騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった。断じて行為を認めたわけではない」と主張していることをナレーションとスーパーで伝える。

最後に、再び元市議の記者会見時の映像に切り替わり、「X元市議は今月14日に告示される市議会議員選挙に出馬する考えです」と、4月21日に行われる市議会選挙に元市議が立候補する意向であることをナレーションとスーパーで紹介して、本件放送は終わる。本件放送の時間は1分45秒である。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

○名誉毀損について

- ・タイトルスーパー中の「元Y市議セクハラ訴訟」の表示について
- ・第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職の時系列について
- ・市議選出馬への言及に問題はなかったか
- ・本件放送の公共性、公益目的、真実性・真実相当性

○放送倫理上の問題

- ・名誉毀損の有無に係って、本件放送に放送倫理上の問題はるか
- ・本件番組中の訂正要求への対応とその後の措置に問題はなかったか

II 委員会の判断

1. 名誉毀損について

(1) タイトルスーパー中の「元Y市議セクハラ訴訟」の表示について

ア 「本件放送は何を伝えたか」をどう判断するか

申立人は、本件放送のタイトルが「元Y市議セクハラ訴訟」となっていること自体が、申立人が提訴した裁判であるのに、申立人がセクハラで訴えられたような印象を与え、申立人の名誉を損なうと主張している。これに対し、テレビ埼玉は、本件放送全体を見れば一般の視聴者がそのような誤解をすることはないと主張している。

そこで、まず、「本件放送は何を伝えたか」について、どのように判断すべきかとの点を確認する。

テレビ放送された報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点については、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すべきである。その際には、当該報道の全体的な構成、これに登場した者の発言内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである（最高裁2003年10月16日判決〔テレビ朝日ダイオキシン報道訴訟〕）。

申立人のいう「元Y市議セクハラ訴訟」のタイトルとは、次項イにおいて述べるように、本件放送の始まりには画面下部にタイトルスーパーの一部として、それ以降は終了まで画面右上にサイドスーパーの一部として表示されているものである。本件番組において、このスーパーが単独で当日放送するニュースのヘッドライン等として表示されることはない。また、本件放送において「元Y市議セクハラ訴訟」だけが単独で表示されることはないし、文字の色などで強調する演出等もなされていない。

以上のように、本件放送中における「元Y市議セクハラ訴訟」のスーパーは本件放送の一部であり、電車内の週刊誌の中吊り広告のニュース項目や新聞の見出しのように、一般の視聴者がそれだけを拾い出して見る事情にはない。したがって、本件放送が視聴者に何を伝えたかについては、「元Y市議セクハラ訴訟」の部分だけからではなく、その部分を含む本件放送内容全体から一般視聴者が受ける印象等を総合的に考慮して判断することになる。

イ 本件放送は何を伝えたか、申立人の社会的評価を低下させたか

本件放送はキャスターによる「第三者委員会がセクハラ行為を認定した元Y市議が、被害を訴えた市の女性職員を相手取り、330万円の損害賠償などを求めた訴訟の

第1回口頭弁論がさいたま地裁Z支部であり、女性職員側は請求の棄却を求めました」とのナレーションから始まり、その際には、画面下部に上段「元Y市議セクハラ訴訟」、下段「被害女性職員 請求棄却求める」の2段からなるスーパーが表示される（下段の文字が上段の文字より大きい）。これらにより、一般視聴者は、本件放送が報じる裁判が、申立人が女性職員に対して提起したものであることがわかる。

以後、この2段のスーパーは、ほぼ同じ内容のものが本件放送の最後まで画面右上に表示され続けている。ただし、上段と下段の文字は同じ大きさとなる。

そして、本件放送ではテロップやナレーションで、提訴にいたる経緯、裁判における申立人の請求が、1つは女性職員が請求している慰謝料100万円を支払う義務がないことの確認を求めるもので、もう1つは女性職員が一方的にハラスメント被害の記者会見を開いたことについて逆に330万円の損害賠償を求めるものであることを述べ、当日の口頭弁論で、女性の言うハラスメント被害は事実ではないと申立人が否定し、辞職理由については騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった、断じて行為を認めたくはないと意見陳述したことを報じている。

これらを報じる間、「元Y市議セクハラ訴訟」との表示が出ているが、それは常に「被害女性職員 棄却求める」と一体となっており、「元Y市議セクハラ訴訟」の部分だけが強調されるかたちにはなっていない。

こうした内容の本件放送から、一般視聴者が、申立人が提訴した裁判であるのに、申立人がセクハラを訴えられたような印象を受けるとは認められない。

一般視聴者は、本件放送から、本件放送が報じる裁判は、元市議がセクハラ被害は事実ではないとして否定し、セクハラ被害を訴えた女性職員に対して提起したもので、セクハラの有無が問題になる裁判と受け止める。こうした放送内容は申立人の社会的評価を低下させるものではないから、本件放送のスーパーに「元Y市議セクハラ訴訟」とあることについて名誉毀損は問題とならない。

なお、申立人は、すべての視聴者がキャスターの言葉をよく聞いているわけではなく、本件番組の午後5時45分から午後6時15分までという放送時間帯からして、台所仕事をしながらタイトルだけでニュースの内容を推測している視聴者がいることへの配慮が必要とも主張しているが、“ながら視聴”をしている視聴者がいるとしても、本件放送はナレーションの内容をほぼそのままテロップ表示しており、本件2段のサイドスーパーだけでニュースの内容を推測する見方は想定し難い。

（2）第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職の時系列について

本件放送は、第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職について、ナレーションで「これ（女性職員のセクハラの訴え）を受け第三者委員会が調査した結果、5つの行為がセクハラやパワハラにあたりと認定され、X元市議は去年10月に議員を辞職

しました」と述べている。実際は、元市議の辞職は2018年10月で、第三者委員会の認定は同年11月であった。

このナレーションについて、申立人は、一般視聴者は第三者委員会にハラスメントを認定されたのを受けて議員を辞職したと受け止め、議員辞職当時ハラスメントを認めていたかのような誤解を与える、ハラスメントを認定されてしまい逃れようがなくなつて議員を辞職したと受け止められると主張している。これに対し、テレビ埼玉は、女性職員の告発以降の出来事を並列的に記したにすぎず、第三者委員会の認定と辞職の因果関係を指摘したものではないと反論している。

当該ナレーションは、「去年9月」に女性職員がセクハラを受けたと訴え嚴重な処分を求めたことを述べた後に続くもので、「これを受け」から始まり、第三者委員会が調査した結果5つの行為がセクハラやパワハラにあたると認定され、元市議は「去年10月」に議員を辞職したと結ばれる。第三者委員会の認定について述べているときには画面左上に「去年11月」、辞職について述べているときには画面下部に「去年10月に辞職」とテロップで時期が表示されているが、「去年11月」はテロップのみでナレーションにはなく、一般視聴者がこのテロップから正しい時系列を把握することは難しい。一方、「去年9月」から始まる文章の流れや、ハラスメントを認定され辞職したという意味内容の自然さからして、ハラスメントを認定されて申立人が辞職したと、ナレーションの順番どおりの時系列で一般視聴者が受け止める可能性はある。

しかし、引き続き本件放送を見れば、既述のように、テロップやナレーションで、裁判における申立人の2つの請求の内容を述べ、当日の口頭弁論で、申立人が女性の言うハラスメント被害は事実ではないと否定し、辞職理由については騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった、断じて行為を認めたわけではないと意見陳述したことを報じている。これらの申立人の主張について、本件放送は何ら揶揄することも疑義を呈することもしていない。

したがって、ハラスメント認定と辞職との時系列を当該ナレーションの順番どおりに受け止めたとしても、本件放送によって一般視聴者が、議員辞職当時申立人がハラスメントを認めていたかのように誤解するとまでは言えないし、ハラスメントを認定されてしまい逃れようがなくなつて議員を辞職したとまで受け止めることもないと考えられる。よって、この点で本件放送は申立人の社会的評価を低下させるものではなく、名誉毀損に当たらないと判断する。

(3) 市議選出馬への言及に問題はなかったか

本件放送は、申立人が提起した裁判の第1回口頭弁論が開かれたことに関して報道するものだが、同期日が市議選告示の3日前であったため、申立人が選挙戦に入る直前の放送となった。

申立人は、既述の（１）及び（２）の問題のある本件放送において出馬に言及することは「いくつものハラスメントを認定されて議員を辞職したばかりの元市議が、性懲りもなく立候補するという印象を視聴者に与える選挙妨害である」と主張している。

しかし、（１）及び（２）が申立人の社会的評価を低下させるものでないことは、これまで述べてきたとおりである。

市議選への出馬は、この裁判の提訴時の記者会見で申立人自身が述べ、すでに周知されていたことである。本件放送では、申立人が女性職員の言うハラスメント被害は事実ではないこと、市議辞職は騒ぎに市議会を巻き込みたくなかったため、行為を認めたわけではないことを述べたと報じたうえで、申立人が市議選に出馬する考えであることを伝えており、この言及によって申立人の社会的評価が低下することはないし、性懲りもなく立候補するという印象を一般視聴者に与えてもいない。

また、本件放送では、申立人に対してマイナスイメージを招く演出や意味づけなども行われていない。

テレビ埼玉が主張するように、ハラスメントを告発され辞職した元市議が、ハラスメントは事実無根だと訴え、再度市議選に名乗りを上げたのだから、出馬に触れるのは埼玉県民を主な視聴者としている地元メディアとしてはむしろ当然の責務であるともいえる。

したがって、市議選への出馬に言及したことは名誉毀損として問題にならないし、選挙を妨害するとは認められない。

2. 放送倫理上の問題について

（１）タイトルスーパー中の「元Y市議セクハラ訴訟」の表示について

「元Y市議セクハラ訴訟」の表示について、テレビ埼玉は、訴状からセクハラの有無等が裁判を進める上の争点となると理解し、また、これまで報道してきた「セクハラ告発」の続報であることが明確にわかるように、この表現を使ったと述べ、本件放送全体を見れば申立人がセクハラで訴えられた裁判と誤解されることはないとは主張している。

本件放送は、申立人が提訴した裁判の第1回口頭弁論についての報道である。裁判は、当事者の主張が食い違い相容れないために紛争・トラブルが司法の場にまで持ち込まれたものであるから、それを報じるにあたっては特に公平・公正性及び正確性が求められる。さらに、本件放送は、市議選告示直前に申立人の実名と映像を使って申立人の市議選出馬に言及したものであり、選挙前は候補予定者に一般の関心が集まることを考えれば、報道機関は選挙の公正のためにも候補予定者について正しい情報を公正に伝える必要がある。

こうした観点から検討すると、テレビ埼玉の主張を考慮したとしても、「元Y市議セクハラ訴訟」との表示には、公平・公正性及び正確性の観点を配慮して工夫の余地があったと言えるだろう。

しかし、名誉毀損の検討において述べたように、一般視聴者が本件放送において「元Y市議セクハラ訴訟」とのスーパーのみを取り出して見るとは認められないし、本件放送は、冒頭部分で端的に本件裁判は申立人が被害を訴えた女性を相手取り提起したものであることを述べ、さらに、本件裁判の2つの請求内容についてわかりやすく正しく伝え、セクハラ的事实を完全否定する申立人の意見陳述の内容も伝えており、本件放送のスーパーに「元Y市議セクハラ訴訟」とあることについて、放送倫理上の問題があるとはいえないと判断する。

(2) 第三者委員会のハラスメント認定と市議辞職の時系列について

申立人は、本件放送のナレーションが、第三者委員会にハラスメントに当たると認定され議員を辞職したとなっていることについて、テレビ埼玉は正しい時系列を把握しており、故意に時系列を入れ替えたと主張している。しかし、委員会において、テレビ埼玉が故意に時系列を入れ替えたと考えうる事情は認められなかった。

名誉毀損の検討において述べたように、仮に一般視聴者が本件放送のナレーションどおりの時系列であったと受け止めたとしても、本件放送全体をみれば申立人が第三者委員会の認定を受け入れ辞職した等の誤解を招くおそれがあるとまではいえず、放送倫理上の問題もない。

しかし、ニュースは、事実を正確に報じるのが基本であって、結果的に誤解が生じなかったからよいというものではない。この点について、テレビ埼玉が本件を単に「ごく局所的な表記の問題」としていることに対して、複数の委員が再発防止の観点から懸念を示したことを付記する。なお、テレビ埼玉では、本件を大きなきっかけとして、放送を巡るトラブルやミス、不体裁などの事案を持ち寄り、放送に関わる部署や関連会社で情報と再発防止意識の共有を図るため、社長を委員長とする全社組織「放送事故防止委員会」を新設し、その第1回委員会において、事実関係の確認を慎重に行うという本件の反省点を議論し、その結果を全社で情報共有しているという。テレビ埼玉においては、細部まで正確な報道のために今後もこうした取組みを推進していただきたい。

(3) 本件番組中の訂正要求への対応とその後の措置について問題はなかったか

ア 事実経過

本件放送直後、申立人は、代理人弁護士を介してテレビ埼玉に電話し、第三者委員会のハラスメント認定と辞職の時系列の順番が間違っており、視聴者にハラスメント

を認定されたために辞職したとの誤解を与えるから、本件番組中に時系列の順番の誤りを訂正するよう求めた。本件番組放送中、申立人代理人はテレビ埼玉の報道部長らと計3回、電話でやりとりしたが、結局、本件番組中で時系列を訂正する放送は行われなかった。

この理由について、テレビ埼玉は、当該ナレーションはハラスメント認定と辞職という事柄を並列的に記したにすぎず因果関係を指摘するものではなく、明確な間違いではないし、全体を通してみれば辞職理由の説明もあり、誤解を招く心配はないと考えたことに加え、番組終了時間が迫っていたためと説明している。

ただし、テレビ埼玉は、時系列の順番が違うことで誤解を招きかねない懸念が残ると判断し、同日午後9時30分の夜のニュースで当該部分につき、「X元市議は去年10月に議員を辞職しました。その後、第三者委員会は5つの行為がセクハラやパワハラにあたると認定したと発表しています」と修正して放送した。

本件放送翌日の金曜昼ころ、テレビ埼玉は夕方と同じ番組でお詫びと訂正の放送をする旨、申立人代理人に電話で連絡した。しかし、時系列を意図的に入れ替えたことを認めるよう言われるなど要求が高じていたこと、BPO放送人権委員会に申立てがなされ、それが公表されていたことなどから、お詫びと訂正の文案を示すこともできず、申立人側の納得が得られないままお詫びと訂正の放送を行うと、訂正が十分でないなどとしてさらに訂正を求められる事態を招くと考え、結局お詫びと訂正の放送を行わなかった。

本件放送が行われた『NEWS 5 4 5』は月曜から金曜の放送であるから、日曜の告示前に同じ番組内でお詫びと訂正の放送が行われることなく選挙戦に突入することとなった。

さらにテレビ埼玉は、申立人代理人を介して、告示翌日の月曜の『NEWS 5 4 5』でお詫びと訂正をするように求められたが、申立人の選挙活動を妨害する放送をしたことを認めるよう求められたこと、選挙期間中のお詫びと訂正の放送はかえって選挙の公正を害するおそれがあると考えたことなどから、これを行わなかった。

テレビ埼玉は、投開票翌日の『NEWS 5 4 5』の中でお詫びと訂正の放送をした。なお、申立人は、辞職まで8期にわたって市議を務めていたが落選した。

イ 委員会の判断

日本民間放送連盟の報道指針「5 透明性・公開性」の(2)は、「誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する」と定める。当該ナレーションの時系列はハラスメントの認定と申立人の辞職という重要な事実関係にかかわるものであったのだから、本件放送当日の番組中で訂正できれば最善であった。

しかし、既述した時間的制約などについてのテレビ埼玉の説明は一定程度理解でき

るものであり、本件番組中に訂正の放送をしなかったことに放送倫理上の問題はないと判断する。

次に、『NEWS 5 4 5』の告示前最後の放送日は本件放送翌日の金曜であり、同日が告示前に同一番組内で訂正をする唯一の機会であった。テレビ埼玉には選挙期間中にはお詫びと訂正の放送をしないとの考えがすでにあっただから、同日に実施しなければ、次の機会は選挙終了後になることもわかっていた。実際、テレビ埼玉がお詫びと訂正の放送をしたのは、既述のように市議選投開票翌日の『NEWS 5 4 5』内だった。

以上の経緯について、告示前の『NEWS 5 4 5』内でお詫びと訂正の放送をする選択があっただけで済むべきだったとは言えるだろう。しかし、別番組ではあるが、テレビ埼玉が本件放送当日の夜のニュースで、辞職とハラスメント認定の時系列がはっきりとわかるように修正した内容で報じていることに加え、名誉毀損の判断で述べたように本件放送全体をみれば、申立人がハラスメントを認めて市議を辞職したかのような誤解を与えるとまでは認められないことから、それを行わなかったことについて放送倫理上問題があるとまではいえないと判断する。

ただし、テレビ埼玉が、申立人側の要求が高じるなかでお詫びと訂正の放送を行っても申立人側の納得は得られず事態は収束しないと考えたことを、告示前にお詫びと訂正の放送を行わなかった理由に挙げていることについては、放送は視聴者のためになされるべきという放送局の責務に鑑みて重要な問題点があるとの指摘があったことを付記する。ここで行おうとしていた訂正は客観的な事実についての訂正であり、相手の言い分を受け入れなければならないという性質のものではない。自ら辞職したにもかかわらず市議選出馬を表明している申立人の辞職経緯にかかわる事実関係について、告示前に正確に伝えることは、申立人にとって重要であるだけでなく、有権者にとって大きな関心事である。テレビ埼玉は、事実関係を確認し、告示前の時点で、お詫びと訂正の放送を行うことを考えていたのだから、その内容につき申立人側の納得が得られていなくとも、自らの責務として躊躇することなく実施すべきではなかったか、という指摘である。

III 結論

以上のとおり、委員会は、本件放送に名誉毀損の問題及び放送倫理上の問題は認められないと判断する。

<p>T) ことし2月</p> <p>X元市議側</p> <p>被告が一方的にハラスメント被害の記者会見を開き正常に議員活動を続けられない状態に陥る (黄文字追加) ⇒ 330万円の損害賠償請求</p>	<p>そして女性職員が一方的にハラスメント被害の記者会見を開き、正常に議員活動を続けることができない状態に陥ったなどとして、逆に330万円の損害賠償を求めました。</p>
<p>VTR:さいたま地裁Z支部</p> <p>T) さいたま地裁Z支部</p> <p>X元市議</p> <p>「全く身に覚えがない 女性の言うハラスメント被害は事実ではない」</p>	<p>今日の口頭弁論でX元市議は意見陳述を行い、「全く身に覚えがない。女性の言うハラスメント被害は事実ではない」とハラスメント行為を完全否定しました。</p>
<p>T) X元市議 辞職理由について</p> <p>「騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった 断じて行為を認めた訳ではない」</p>	<p>そして議員を辞職した理由について、「騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった。断じて行為を認めたわけではない」と主張しました。</p>
<p>VTR:X元市議提訴後記者会見</p> <p>T) X元市議</p> <p>今月14日告示のY市議選に出馬へ</p>	<p>X元市議は今月14日に告示される市議会議員選挙に出馬する考えです。</p>

※Xは実名、Yは実際の市名、Zは実際の地裁支部名

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面およびヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人	被申立人
主 な 主 張	<p>◆タイトル自身がセクハラをした元市議のことが裁判になっているという印象を与え、申立人の名誉を損なう。</p> <p>◆ナレーションで「これを受け、第三者委員会が調査した結果5つの行為がセクハラやパワハラにあると認定され、元市議は去年10月に議員を辞職しました」と述べたことは、第三者委員会にハラスメント認定されたので議員を辞職した、少なくとも認定されたのちに辞職したと受け取れ、視聴者に誤解を与える。</p> <p>◆ニュースの最後を「元市議は4月14日に告示される市議会議員選挙に出馬する考えです」と締めくくると、ハラスメントを認定され議員を辞職したばかりの申立人が立候補するという認識を視聴者に与え、選挙妨害である。</p>	<p>◆申立人が起こした裁判であっても、代理人が2月21日に報道各社に配布した訴状からセクハラの有無等が裁判の争点となると理解できる。ニュースの中では申立人の主張を正確に伝えており、全体を見れば誤解されることはない。</p> <p>◆女性職員が元市議のセクハラ行為を訴えたことに端を発する事案を並列的に記したもので、セクハラ認定と辞職の因果関係を示したものではない。</p> <p>◆提訴後の記者会見で申立人自身が表明したことで周知の事実であり、公職への立候補に関する情報には公共性がある。</p>
タ イ ト ル	<p>◆元市議が女性職員を相手に起こした裁判であるのに、タイトルが「元市議セクハラ訴訟」となっていること自体が、セクハラをした元市議のことが裁判になっているという印象を与え、申立人の名誉を損なう。</p> <p>◆夕方の時間帯は、テレビをつけっ放しで夕食の準備をする人が多い。じっくりアナウンサーのことを聞いているわけではなく、ときどき画面を見るような状</p>	<p>◆当該ニュースのリードは「第三者委員会がセクハラ行為を認定した元市議が、被害を訴えた市の女性職員を相手取り、330万円の損害賠償などを求めた裁判の第一回口頭弁論がさいたま地裁支部であり、女性職員側は請求の棄却を求めました」としており、原告と被告を間違えようがない内容である。</p> <p>◆放送を視聴者がどのような形で受け取るか、夕方ニュースをどのような層がどの</p>

	<p>態。その時画面に「元市議セクハラ訴訟」というタイトルが、アナウンサーの背後の画面に出続けていることで、申立人が訴えられた裁判であると誤解されてしまう。</p> <p>◆誤解を避ける表題をつけようとするれば簡単にできたにもかかわらず、あえてどちらが提訴したかわかりにくく、誤解を与えかねない表題にしたことは問題。</p>	<p>ような形で視聴しているかという代理人の主張は極めて主観的なもの。不特定多数の視聴者を対象にする放送局として受け入れられない。</p> <p>◆2018年9月の初報から、2019年4月の時点までにテレビ埼玉で関連ニュースを継続的に報道している。その続報であることを表したもので、裁判の焦点がセクハラの有無になることが明白であり、不適当なタイトルとは言えない。</p>
<p>表現の時系列</p>	<p>◆このナレーションでは、申立人は第三者委員会にセクハラやパワハラを認定されたので議員を辞職した、少なくとも、認定されたのちに議員を辞職したと視聴者には受け取れるが、申立人が議員を辞職したのは第三者委員会がハラスメントを認定したからではない。また申立人は、ハラスメントを認めていないが、この報道では第三者委員会にハラスメント行為を認定されてしまったので、議員を辞職したという印象を与える。</p>	<p>◆女性職員の告発を受けて起きた元の事案を並列的に記したに過ぎず、第三者委員会の認定と辞職の因果関係を強く結びつけたものではない。ましてや元市議を貶める目的で記したというような意図は全くない。報道全体をみれば、申立人の主張として「全く身に覚えがない。女性のいうハラスメント被害は事実ではない」と報じたうえで、辞職理由について「騒ぎに市議会を巻き込みたくなかった。断じて行為を認めたわけではない」と読み上げている。また字幕スーパーでもその内容を明記しており、疑義を生じさせることはない。</p>
	<p>◆このナレーションでニュースを締めくくることによって「ハラスメントを認定されて議員を辞職したばかりの申立人が立候補する」という認識を視聴者に与え、選挙妨害である。</p> <p>◆時系列を入れ替えた上で申立人の立候</p>	<p>◆申立人の市議選への出馬は、2月21日に申立人と代理人が女性職員を名誉棄損で提訴したことを発表した記者会見の席上で、申立人自身が表明したことで、周知の事実。また公職への立候補に関する報道には公共性、公益目的が擬制され、真実性</p>

<p>出馬への言及</p>	<p>補を指摘していることこそが問題。第三者委員会でハラスメントを認定され議員を辞めた申立人が、性懲りも無く立候補したという印象を視聴者に与え、放送直後に選挙戦に入る申立人のイメージを悪くさせた。</p>	<p>があれば名誉毀損ともならない。</p> <p>◆申立人が「ハラスメント被害は事実ではない」「断じて行為を認めたわけではない」と述べたという意見陳述部分に続けて、市議選に出馬するという動向を伝えた流れは不自然なものとは言えず、マイナスイメージを招く演出や不必要な意味づけも行っておらず、選挙を妨害するようなものではない。</p> <p>◆立候補をどのように受け止めるかは有権者の側であり、有権者が一票を投じるための情報を提供するのには報道機関の責務である。</p>
<p>放送局に求め内容</p>	<p>◆「元市議セクハラ訴訟」というニュース記事の名称をやめること</p> <p>◆時系列を意図的に入れ替えたことにより視聴者に誤解を与える放送になったことを認めて、同じ番組、同じ時間帯で、訂正放送をすること</p> <p>◆申立人が4月14日から始まる市議会議員選挙に立候補することを書かないこと</p> <p>◆放送と書面による謝罪</p>	<p>◆全体を見れば一般視聴者が誤解するようなことはない。</p> <p>◆4月11日夜の『NEWS 930』で、「元市議は、去年10月に議員を辞職しました。その後、第三者委員会は5つの行為がセクハラやパワハラにあたりと認定したと発表しています」とナレーションを修正し放送。</p> <p>◆選挙後の4月22日の夕方放送の『NEWS 545』の中で、お詫びと訂正を実施。</p>
	<p>◆申立人と代理人と一緒に放送を見ていた。時系列が違ふと気づき、代理人がすぐに局に電話した。番組放送中に3度電話したが、「第三者委員会がハラスメント認定をしたから」とは言っていないとの返答だった。</p>	<p>◆放送後すぐに代理人弁護士から報道部に電話があり、「ニュースが間違っているので、すぐに訂正を」という申し入れがあった。「議員辞職とハラスメント認定の因果関係を指摘してはおらず、並列的に表記したもの」と説明し、残り時間が少なかっ</p>

<p>放送中の訂正要求への対応とその後の措置</p> <p>◆「からという言葉が入るかどうかわなく、放送する順番で視聴者は事実経過を誤解するから訂正すべき」と伝えたが、物別れのように電話を切られた。</p> <p>◆3度目の電話では、「弁護士から抗議があったので午後9時半からのニュースで順番を入れ替える」とのことだった。「放送に問題があったという認識で替えるのでなければ、今後も同じことを繰り返す」と伝えると、「弁護士から抗議があったからです」と言い張った。</p> <p>◆「誤りを認めないのなら、入れ替えなくていい」というと、「弁護士が入れ替えなくていいと言うのなら入れ替えません」とのことだった。</p> <p>◆9時半からのニュースでは時系列を入れ替えた放送をしたが、夕方の放送が適当でなかったとの説明はなかった。</p> <p>◆翌日テレビ埼玉から電話があり「本日の夕方の放送で訂正する」といつてきた。「放送の内容に誤りがあったことを認めるのか」と確認したところ、「そうではない」、「誤りではない」と断言し、「弁護士から抗議があったから修正する」というだけのことだった。</p> <p>◆テレビニュースの場合、ほかの時間帯で訂正した内容で放送しても、その時間帯にテレビを見る人が数時間前にテレビを見ていた人と同じとは限らない。むしろ近い時間帯で繰り返し同じテレビ局のニュース番組を見ようとするものは少ない。</p>	<p>たこともあり、番組内での訂正要求には応じなかった。</p> <p>◆局内で協議し、「表記の順番が違うことで、誤解を招きかねない懸念が残るため、夜のニュースで再度報じる際には、表記を直す」ことになり、3度目の電話の際に代理人にその旨を伝えた。</p> <p>◆当日の『NEWS 930』で、代理人に伝えたとおり、「元市議は去年10月に議員を辞職しました。その後、第三者委員会は5つの行為がセクハラやパワハラに当たると認定したと発表しています」と修正した表記で放送した。放送直前に代理人から「誠実な対応を求める」旨の要望書が届いた。</p> <p>◆12日に代理人に電話し、その日の同番組で「お詫びと訂正をする」と申し入れたが、代理人は「悪意を持って故意に放送したことを認め、申立人に謝罪せよ」と繰り返した。</p> <p>◆それでも訂正の放送をするべく準備をしていたが、その日の午後「公正を欠く記事に対する抗議」と冠した抗議文が届き、さらに放送1時間前に、BPOに申立てを行ったと知らせる文書と申立書面が送付されてきた。記者クラブ内の報道各社にも同書面が配布された。</p> <p>◆13日の夜になって、代理人から新たに「要望書」が届き、15日の放送で「公正を欠く放送で申立人の選挙戦を妨害したことを謝罪する」などと、代理人が指定する文面を読み上げるように要求された。</p>
---	--

<p>◆翌日以降の訂正放送になる場合、当該放送に誤りがあったことを明示しなければ視聴者は前日の放送に誤りがあったことさえ気づかず、したがって、誤って認識してしまった時系列を修正しなければいけないことに気づかない。これを気付かせるためには、誤りがあったことを明言してもらう必要がある。</p>	<p>◆社内で協議し、代理人の要求には、到底応じられないと結論。15日夕方、代理人にその旨連絡。</p> <p>◆代理人から、翌日以降に訂正、謝罪の放送をするかどうか重ねて問合せがあったが、既に選挙戦が14日に告示されていたことを考慮し回答せず。</p> <p>◆選挙後4月22日に『NEWS 5 4 5』の中で「お詫びと訂正」をアナウンサーが読み上げた。</p>
---	--

VI 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2019年 4月11日	テレビ埼玉が当該ニュースを放送
4月12日	申立人、委員会に「申立書」を提出
7月 9日	テレビ埼玉、委員会に「経緯と見解」を提出
7月16日	第271回委員会で審理入りを検討
8月20日	第272回委員会で審理入り決定
8月29日	テレビ埼玉、委員会に「答弁書」を提出
9月12日	申立人、委員会に「反論書」を提出
9月17日	第273回委員会で審理開始
9月26日	テレビ埼玉、委員会に「再答弁書」を提出
10月15日	第274回委員会で審理
11月 5日	起草委員による論点整理・質問作成
11月19日	第275回委員会で審理
12月17日	第276回委員会でヒアリングおよび審理
2020年 1月14日	第1回起草委員会
1月21日	第277回委員会で審理
2月 6日	第2回起草委員会
2月18日	第278回委員会で審理
3月 5日	第3回起草委員会
3月17日	第279回委員会で審理、「委員会決定案」を了承
6月12日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正 司
委員長代行	曾我部	真	裕
委員	紙	谷	雅 子
委員	城	戸	真亜子
委員	國	森	康 弘
委員	二	関	辰 郎
委員	廣	田	智 子
委員	松	田	美 佐
委員	水	野	剛 也